

屋外広告物は、正しく設置しましょう。

道路は市民共有の財産です。下の写真のように個人の営業のための私物を道路上に設置することは、通行する人の視界を妨げたり、転倒、衝突の危険があるため、法律で禁止されています。



屋外広告物の設置規則は、[愛知県屋外広告物条例](#)で決められています。違反した場合には、撤去されることがあります。

蒲郡市役所 都市計画課

電話 0533-66-1142